

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	14	府 省 庁 名	金融庁
対象税目	☒ 個人住民税 ☒ 法人住民税 ☒ 事業税 ☒ 不動産取得税 ☐ 固定資産税 ☐ 事業所税 ☐ その他（ ）		
要望 項目名	企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であるところ、家計の資産形成の更なる環境整備を進めていくため、企業年金・個人年金の充実を図る。 ・ 特例措置の内容 家計の更なる安定的な資産形成に資するため、企業年金・個人年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずること。		
関係条文	—		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 企業年金・個人年金の充実を図ることにより、国民の安定的な資産形成を促進する。 (2) 施策の必要性 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であるところ、家計の資産形成の更なる環境整備を進めていくため、企業年金・個人年金の充実を図る必要性が高まっている。 また、個人型確定拠出年金（iDeCo）については、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）や「新しい資本主義のグランドデザイン」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）では、拠出限度額及び受給開始年齢について 2024 年中に結論を得る、拠出限度額の引上げ等について大胆な改革を検討し結論を得るなどとされている。 こうした状況を踏まえ、企業年金・個人年金の制度改正の議論を踏まえ、税制上の所要の措置を講ずる必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ－１ 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		政策の達成目標	企業年金・個人年金の充実を図ることにより、国民の安定的な資産形成を促進する。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	企業年金・個人年金の充実を図ることは、国民の安定的な資産形成に資することとなり、有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	企業年金・個人年金の充実を図ることは、国民の安定的な資産形成に資することとなり、要望は妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—